

報告第25号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年6月27日
- 2 損害賠償額 58,300円
- 3 相手方 厚木市戸田2508番地の27
株式会社ジェイエーアメニティーハウス
代表取締役社長 今井 洋一
- 4 事故の概要 令和5年4月17日午後2時58分頃、子ども若者支援課職員
の運転する公用車が相手方が管理する市内前川687番地の7の
共同住宅の駐車場から出庫しようとしたところ、駐車場区画の仕
切りブロックに接触し、これを破損させた。